

横植協会04-29号
令和4年12月13日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

お知らせ第29号を送信します。

【年末年始における植物検疫業務の取り扱いについて】

令和4年12月29日(木)から令和5年1月3日(火)までの年末・年始の休日期間中における横浜港及び川崎港での植物検疫業務について、下記1及び2により実施する旨、農林水産省横浜植物防疫所業務部から連絡がありましたのでお知らせいたします。

なお、下記1の事前連絡について、既に休日期間中に業務が予定されている場合には12月23日(金)午前中までに、その後新たに業務予定が判明した場合には12月28日(水)午前11時までに当協会に連絡をお願いします。

記

1 休日期間中に業務が予定されている場合は、12月23日(金)(最終12月28日(水)午前12時)までに事前連絡を受けたものについては、次により植物検疫業務を実施します。

(1)輸出入植物検疫業務関係

- ① 輸入貨物関係 : 打合わせた日時、場所を実施。
- ② 輸出検疫業務関係: 打合わせた日時、場所を実施。

(2)横浜植物防疫所への事前連絡・問い合わせ先:12月28日(水)まで

横浜港及び川崎港

- ① 輸入貨物(ダンネージ、本船積み嗜好香辛料)
: 本船貨物担当 (電話 045-211-7152)
- ② 輸入貨物(種苗類) : 種苗担当 (電話 045-211-7153)
- ③ 輸入貨物(本船積み青果及び穀類、コンテナ詰植物)
: コンテナ貨物担当(電話 045-211-7154)
- ④ 輸出検疫(輸出検疫担当):輸出検疫担当 (電話 045-211-7155)

2 事前連絡ができなかった場合で、休日期間中(令和4年12月29日～令和5年1月3日に検査等が必要になった場合は、以下の担当統括に連絡願います。

なお、検査業務の実施に際しては、打合せ後に検査手続きが必要です。

